

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

鳥取県教育委員会規則第7号

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1(第2条関係) 現業職給料表 略 備考 この表に定める給料月額に <u>1,000分の960</u> を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。	別表第1(第2条関係) 現業職給料表 略 備考 この表に定める給料月額に <u>1,000分の978</u> を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

(現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成24年鳥取県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 職務の級及び号給が2級74号給から125号給までである職員(以下「特定職員」という。)に対する第1条の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則別表第1の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、同表の備考の規定中「 <u>1,000分の960</u> 」とあるのは、「 <u>1,000分の968</u> 」とする。 3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、同日において第2条の規定による改正前の現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則附則第6項から第8項までの規定の適用を受けていた職員であって	附則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 職務の級及び号給が2級74号給から125号給までである職員(以下「特定職員」という。)に対する第1条の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「新規則」という。)別表第1の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、同表の備考の規定中「 <u>1,000分の978</u> 」とあるのは、「 <u>1,000分の986</u> 」とする。 3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、同日において第2条の規定による改正前の現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則附則第6項から第8項までの規定の適用を受けていた職員であって

次の各号に掲げるものには、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、当該給料月額と当該各号に定める額の差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 職務の級が1級又は2級である職員であつて、アに掲げる額がイに掲げる額に達しないもの
アに掲げる額とイに掲げる額の差額に2分の1を乗じて得た額（その額が1万円を超えるときは、1万円）をイに掲げる額から控除した額に1,000分の982を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

ア その者の職務の級及び号給に応じ、現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成24年鳥取県教育委員会規則第7号。以下「改正規則」という。）第1条の規定による改正前の現業職員の給与に関する規則別表第1（改正規則第2条の規定による改正前の前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める給料月額

イ その者が平成18年3月31日において受けていた給料の月額（同日において現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県教育委員会規則第2号）附則第7項本文の規定の適用を受けていた職員にあっては、同項の規定の適用がなかったものとした場合の給料の月額）に1,000分の978（特定職員にあっては、1,000分の986）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

(2) 職務の級が3級である職員であつて、アに掲げる額がイに掲げる額に達しないもの イに掲げる額

ア その者の受ける給料月額

イ その者が施行日の前日において受けていた給料の月額から1万円を控除した額に1,000分の982を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

4・5 略

(雑則)

6 略

次の各号に掲げるものには、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、当該給料月額と当該各号に定める額の差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 職務の級が1級又は2級である職員であつて、アに掲げる額がイに掲げる額に達しないこととなるもの イに掲げる額から、アに掲げる額とイに掲げる額の差額に2分の1を乗じて得た額（その額が1万円を超えるときは、1万円）を控除した額

ア その者の受ける給料月額

イ その者が平成18年3月31日において受けていた給料の月額（同日において現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県教育委員会規則第2号）附則第7項本文の規定の適用を受けていた職員にあっては、同項の規定の適用がなかったものとした場合の給料の月額）に1,000分の978（特定職員にあっては、1,000分の986）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

(2) 職務の級が3級である職員であつて、アに掲げる額がイに掲げる額に達しないこととなるもの イに掲げる額

ア その者の受ける給料月額

イ その者が施行日の前日において受けていた給料の月額から1万円を控除した額

4・5 略

(雑則)

6 略

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。